

殿

農林水産省経営局長

農業経営改善関係資金基本要綱において農林水産省経営局長が別に定めるものとされた資金について

「農業経営改善関係資金基本要綱」（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1並びに第3の2の(6)及び3の(3)に規定された「農林水産省経営局長が別に定めるもの」は、下記に規定する内容に合致する資金とし、令和8年10月1日から適用することとしたので、御了知いただくとともに、本資金の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、本通知に伴い、「農業経営改善関係資金基本要綱第2の1において農林水産省経営局長が別に定めるものとされた資金について」（平成19年3月30日付け18経営第7831号農林水産省経営局長通知）は廃止することとしたので、併せて御了知願いたい。

記

- 1 第2の1の農林水産省経営局長が別に定めるもの
「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）第2
- 2 第3の2の(6)の農林水産省経営局長が別に定めるもの
ガイドライン第2のⅠ
- 3 第3の3の(3)の農林水産省経営局長が別に定めるもの
ガイドライン第2のⅡ